i.i.imabari!

新価値商品開発支援事業費補助金

取り組みを支援しま 既存商品の改良・ブラッシュアップ



をしたい!

New product

新商品を開発したい!



今治市の特色を生かした特産品の開発や、既存商品に新たな価値を付加し、消費者目線の売り出し方などに 意欲のある事業者様を募集します。

本事業は、大都市圏バイヤーやデザイナーと一体となって商品開発に取り組み、商談会や展示会への出展を 通じて商品を磨き上げ、今治市の新しい特産品を作り出すことを目的としています。

※対象商品は今治市内で製造または、主に今治産品を原材料としているもの等。

補助限度額

2/3

補助対象

パッケージ等の印刷費、デザイン費、 コンサルタント費など

今治市内に事業所を有する事業者(法人格の有無を問わず)

ただし以下に該当する場合は対象外となります

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営む者であるとき
- ・今治市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者であるとき
- ・その他地場産業振興センター及び今治市が適切でないと認める時

※詳細については今治地域地場産業振興センターのホームページをご覧ください。





i.i.imabari!

*

新価値商品開発支援事業費補助金



事業実施の流れ

] 申請書類 作成·提出

2 申請受付

3 審査

4 交付決定通知

事業実施

5 アドバイザー等との マッチング(任意)

6 試作品制作 令和5年1月末まで

7 展示会・商談会の開催 (1月~2月上旬予定) 器題の抽出

10 事業報告書提出

11 補助金支払

令和5年2月末までに、事業報告書作成・提出いただきます。 検査を完了し、補助金額決定後、請求書を作成ください。補助金をお支払いいたします。

申請受付期間

令和4年9月1日(木)~令和4年10月7日(金)必着

申請手続き等

今治地域地場産業振興センターのホームページから申請に必要な「申請書兼計画書」をダウンロードして入手ください。



詳しくはホームページをご覧ください

https://izc.or.jp



問い合わせ・相談先





